

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年8月23日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用しているデジタル伝送式多成分ひずみ観測装置の点検及び調整をするものである。本招請は、後述する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 多成分ひずみ観測装置点検及び調整
- (2) 業務内容 既設のデジタル伝送式多成分ひずみ観測装置の性能・機能を保全し、ひずみ観測装置の安定した運用を図るために点検及び調整を行う。
- (3) 履行期限 令和6年3月22日（金）

3 業務目的

本業務は、デジタル式多成分ひずみ観測装置を円滑に稼働させ、障害の発生を未然に防止するために当該装置を点検及び調整するものである。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「関東・甲信越地域」または「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者であること。
 - ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件

デジタル伝送式多成分ひずみ観測装置が岩盤の微小は体積ひずみ変化を連続的に観測し、東海

地域の地殻変動を観測する機器であることを理解した上で、監視業務に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

デジタル伝送式多成分ひずみ観測装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するために必要な消耗品の交換と修理等を行う機動的な設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検清掃及び総合動作確認を完了する体制を有すると共に、点検後に発生した不具合並びに障害等について必要な連絡窓口及び保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、その性能及び精度維持のため、構成する機器の構造、取扱い方法について熟知し、岩盤の微小な体積ひずみ変化（地殻変動）を観測する装置の製造及び取付調整並びにソフトウェアの開発（改修含む）について実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区气象台総務部会計課第一契約係

電話042-497-7188

(2) 説明書の交付期間、場所

令和5年8月23日（水）から令和5年9月11日（月）まで（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年9月12日（火）17時00分（1）に同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ。

(3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「関

東・甲信越地域」または「東海・北陸地域」の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を受けていなければならない。

（5）詳細は説明書による。